

令和2年11月12日（木）
問合せ 保健福祉部長 高橋英雄
0126-62-3131（内線2310）
担当課 健康推進課

美唄市新型コロナウイルス感染症対策 自主隔離安心支援事業の実施について

市では、新型コロナウイルス感染症に関わり、自主的に隔離を希望する方に、一時的に滞在できる「自主隔離安心施設」を提供する新型コロナウイルス感染症対策自主隔離安心支援事業を実施いたします。

○対象者

事業の対象者は、市内に住所を有し、かつ単身生活者以外の方で、同居人等がサポートすることを前提とした次に掲げる方とします。

- (1) 保健所から濃厚接触者として14日間の健康観察を指示された方及びその同居人等
- (2) 全ての国又は地域を出発し、日本に到着する航空機及び日本の港に入港する船舶により入国した方で、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機を指示された方及びその同居人等
- (3) 新型コロナウイルスに感染し入院治療又は宿泊療養施設に入所し、その後のPCR検査の結果、陽性では無くなったが、一定期間の健康観察が必要な方及びその同居人等

ただし、呼吸困難、倦怠感若しくは高熱などの強い症状がある方又は糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患があり、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、重症化しやすい方は除きます。

○使用施設等

美唄市多目的宿泊施設「トマーレびばい」を使用し、使用料は無料とします。

○事業開始

令和2年11月16日（月）（予定）

○その他

詳しくは、別添の「美唄市新型コロナウイルス感染症対策自主隔離安心支援事業実施要領」をご覧ください。

○美唄市新型コロナウイルス感染症対策自主隔離安心支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症に関わり、自主的に隔離を希望する者に、一時的に滞在できる「自主隔離安心施設」（以下「施設」という。）を提供する新型コロナウイルス感染症対策自主隔離安心支援事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有し、かつ単身生活者以外の者で、同居人等がサポートすることを前提とした次に掲げる者とする。ただし、呼吸困難、倦怠感若しくは高熱などの強い症状がある者又は糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患があり、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、重症化しやすい者は除く。

- (1) 保健所から濃厚接触者として14日間の健康観察を指示された者及びその同居人等
- (2) 全ての国又は地域を出発し、日本に到着する航空機及び日本の港に入港する船舶により入国した者で、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機を指示された者及びその同居人等
- (3) 新型コロナウイルスに感染し入院治療又は宿泊療養施設に入所し、その後のPCR検査の結果、陽性では無くなったが、一定期間の健康観察が必要な者及びその同居人等
- (4) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認めた者

(使用施設)

第3条 本事業実施の施設として、次の施設を使用する。

- (1) 美唄市多目的宿泊施設「トマーレびばい」
- (2) その他市長が必要と認めた施設

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。この場合において、市長は使用の目的又は管理上支障があると認めたときは、その使用につき条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

- (2) 施設設備その他の物件を毀損又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第4号)第2条第4号に規定する暴力団関係事業者であるとき。
- (4) その他施設の運営上適当と認め難いとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの要領に違反したとき。
- (3) 公益上又は施設の管理運営上やむを得ない事由が生じたとき。

2 市長は、前項によって生じた使用者の損害に関し、賠償の責めを負わない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月16日から施行する。

自主隔離安心施設の使用について

1 使用の申請

施設を使用しようとする者は、自主隔離安心施設使用申請書（様式 1）を提出しなければならない。

2 利用者等の責務

利用者等の責務は、次のとおりとする。

- (1) 食事等の身の回りのことは、利用者自身で行うか同居人等がサポートすること
- (2) 体温計・食料・常備薬・寝具等その他滞在に必要なものは、利用者等が用意すること
- (3) 施設の入りは、必要最小限にとどめできるだけ他者との接触をしないようにすること
- (4) その他、施設利用にあたっては市の指示に従うこと

3 使用期間

使用できる期間は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、最大 14 日間
- (2) 保健所、検疫所又は病院等から指示が出されている期間

4 使用の制限

利用者は、使用の許可を受けた目的以外に施設を使用し、その全部又は一部を転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

5 原状回復の義務

利用者は、施設の使用を終えたとき、使用を停止されたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復し、これを返還しなければならない。利用者がそれを履行しないときは、市においてこれを執行し、その費用は、利用者から徴収する。

6 損害賠償

利用者が施設の建物又は設備を毀損し、若しくは滅失したときは、市が定める損害額を賠償しなければならない。

多目的宿泊施設 トマーレびばいの施設概要

目的 本市におけるスポーツ・文化活動の合宿、移住体験等の受入れを行い、地域間の交流を促進することにより、交流人口の創出を図ることを目的とする。

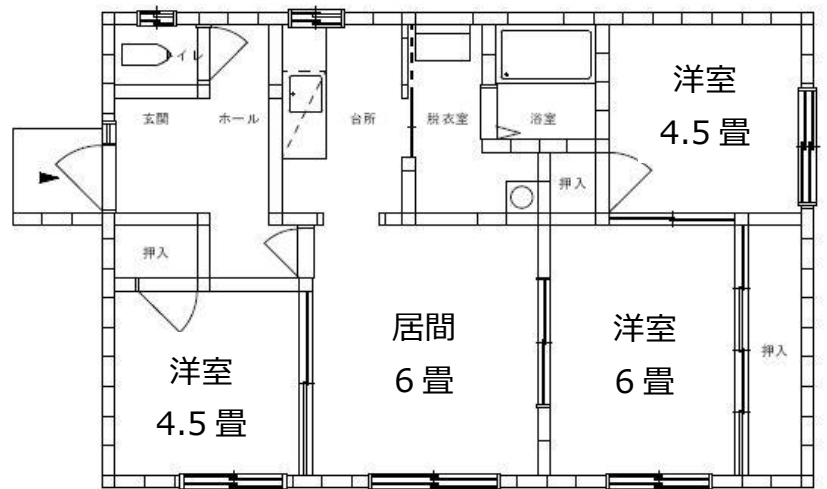
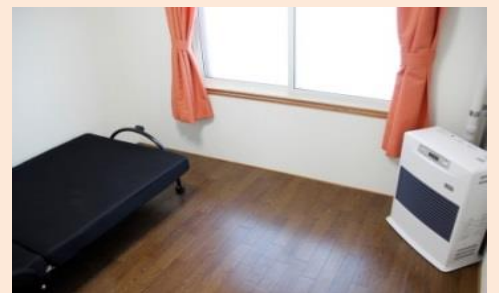
施設名 多目的宿泊施設 トマーレびばい

所在地 美唄市西4条南1丁目3番



各棟案内

A棟



住所 美唄市西4条南1丁目3-1

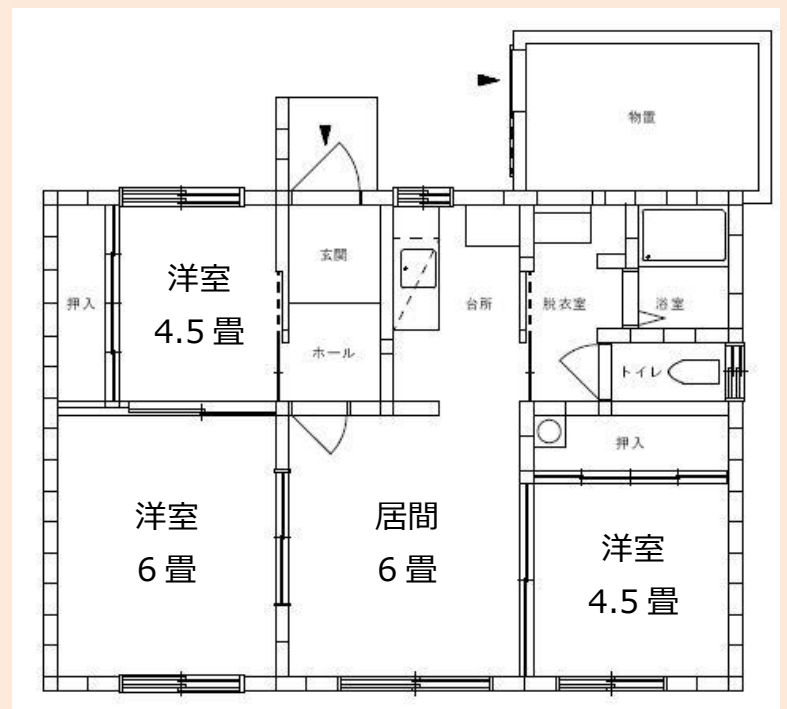
階数 平屋

定員 6名

間取り 居間1間 洋室3室

(居間・台所・洋室約6.0畳・洋室約4.5畳・洋室約4.5畳)

B棟



住所 美唄市西4条南1丁目3-3

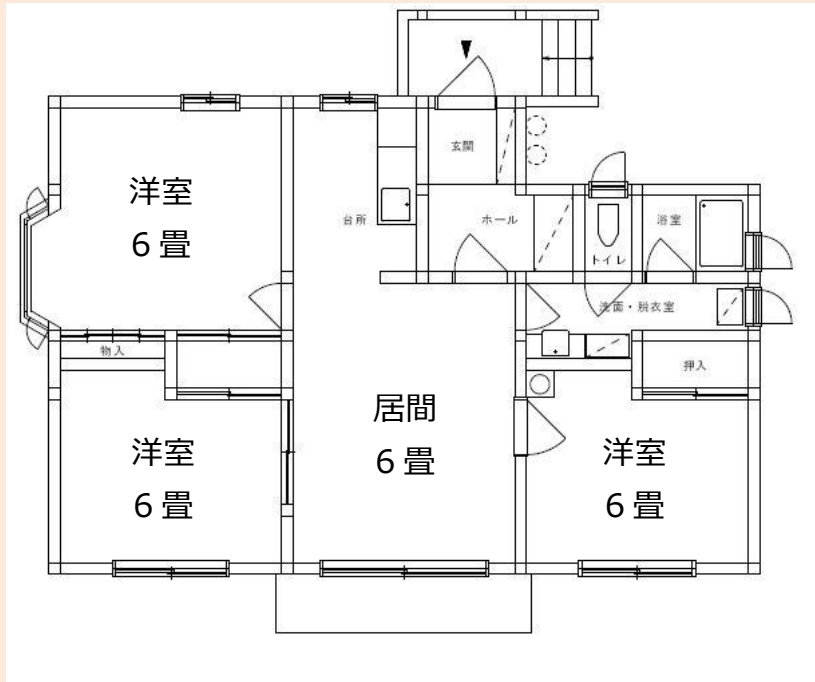
階数 平屋

定員 6名

間取り 居間1間 洋室3室

(居間・台所・洋室約6.0畳・洋室約4.5畳・洋室約4.5畳)

C棟



住所 美唄市西4条南1丁目3-5

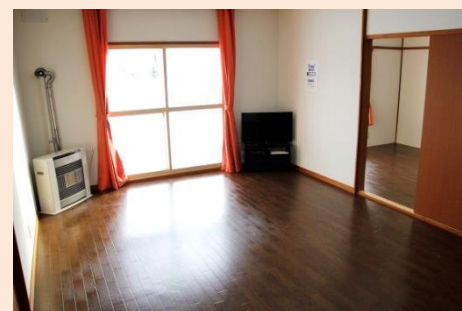
階数 平屋

定員 6名

間取り 居間1間 洋室3室

(居間・台所・洋室約6.0畳・洋室約6.0畳・洋室約6.0畳)

D棟



住所 美唄市西4条南1丁目3-7

階数 平屋

定員 6名

間取り 居間1間 洋室3室

(居間・台所・洋室約7.5畳・洋室約6.0畳・洋室約6.0畳)